



2025 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ャ ・ シ ャ 企 画
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 洋介
(コード番号: 4073 東証グロース)
問 合 せ 先 代表取締役副社長経営管理本部長 丸山 英幸
(TEL. 043-464-3348)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年11月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 4,000株
(3) 発行価額	1株につき641円
(4) 発行価額の総額	2,564,000円
(5) 株式割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 4,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025 年 8 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2025 年 9 月 26 日開催の第 30 期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、対象取締役に対して、年額 40 百万円以内の金銭報酬債権を支給し、年 40,000 株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年から10年までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 40,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当を受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役 4 名に付与される当社に対する金銭（報酬）債権の合計 2,564,000 円を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金 641 円）、当社の普通株式 4,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。本新株式発行において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2025年11月14日（払込期日）から2028年11月13日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位（以下「役職等の地位」といいます。）にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他正当な理由（療養、親族の介護又は養育、任期の満了、定年に達したこと等）により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合、割当決議日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（２）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限期間が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、割当決議日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に乗じた数（ただし、計

算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。)の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する専用口座で管理されます。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株式発行は本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2025年10月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である641円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上